

課長	主幹	係長	担当者

設 計 審 査 申 請 書

申 請 地	平群町
申 請 者 (施 主)	氏 名 印
量 水 器 口 径	mm
給 水 栓 数	栓
指 定 給 水 装 置 者 工 事 事 業 者	氏 名 印
給 水 装 置 工 事 者 主 任 技 術 者	氏 名 印
備 考	

製 図

(1) 方 法

- ① 現場の家屋または施設の平面図及び付近の見取り図(建築設計図があれば参考とする。)を作成し、これに基づき水栓の位置、配管の距離を調査測定し申請用紙に設計図を製図する。
- ② 給水装置の製図は、一見して誰にもわかりやすい記号を用いて図示する。(標準)
- ③ 給水装置の縮尺は、所定の製図用紙に適合するよう書くが規模が大きい家屋施設(学校・病院等)の装置については正規な製図用紙を用いて書き設計書に添付する。
- ④ 方位は、図面の上の方を北として書くのが原則であるが、やむを得ない場合は変更してもよい。ただし、方位を明示すること。
- ⑤ 製図に表す名称寸法などの文字は明確に書かなければならない。
- ⑥ 配管の長さ口径単位は、管種にかかわらずメートル法によって表し管の口径は、ミリメートルを単位として延長は、メートルを単位とする。
例 (VP φ 25mm-120.0・ GP φ 30mm-45.5・ チーズ φ 30mm×25mm)

(2) 書き方

- ① 平面図 建物の間取りの配置、配水管位置、口径、道路の幅、道路舗装の種類、歩車道の区別、側溝、敷地、境界線などを一定の縮尺により、黒色、青色のインクをもって書き、又は分岐、新設及び位置変更、増設などの改良工事の場合は既設管を黒色、青色のインクをもって書き、新設管は赤インクをもって書く。
- ② 立体図 立体図は主として給水装置の配管を平面図に表すことのできない部分に使用する材料や施工法を明瞭にするために必要なもので特に二階以上の立ち上がり、受水槽などは明確に書かねばならない。通常45°の傾斜で縮尺は現実寸法に応じて、一定比率を拡大又は縮小して解りやすく書く。
- ③ 詳細図 詳細図は平面図、立体図で書かれたものが給水装置によって複雑した配管箇所又は鑄鉄管、塩化ビニル管口径50mm以上の大口徑の工事の配管状態をあらわすもので詳細図は立体図と同様斜投影で画く。